

結核患者発生時における抗酸菌検査について

平成30年1月
小樽市保健所

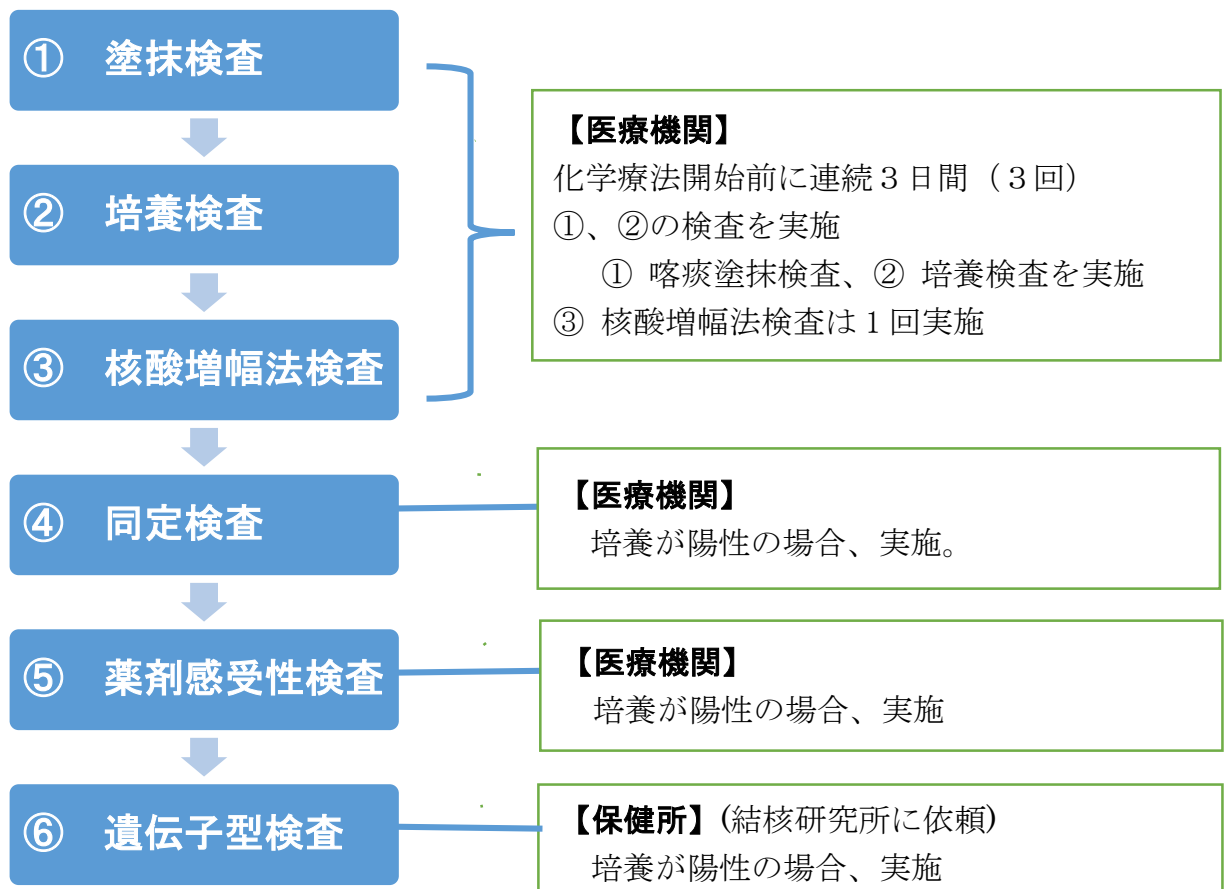
保健所では、「感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引き(改訂第5版)」平成26年3月厚生労働科学研究新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業「地域における効果的な結核対策の強化に関する研究」に基づき、結核患者が発生した場合、医療機関における喀痰検査結果などから感染性を評価し、各種対策を進めております。

つきましては、下記の検査について御協力をお願いいたします。

【検査目的】

結核の確定診断、感染性の評価、患者管理（治療評価、薬剤耐性評価）

【検査の流れ】



【参考】

○ 結核医療の基準(平成21年厚生労働省告示第16号)抜粋

(最終改正：平成28年1月29日)

第1 結核医療の一般的基準

1 検査

結核の医療を行うに当たり、適正な診断と治療のために行う検査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 治療開始時には、結核菌検査（結核菌培養検査含む。以下同じ。）を行い、対象とする病変が結核であることを確認するとともに、単純エックス線検査及び必要に応じてCT検査を行う。また、結核菌培養検査が陽性の場合には、必ず薬剤感受性検査を行う。

【問合せ先】 小樽市保健所 健康増進課（電話0134-22-3110）